
令和2年第8回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 11(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
欠席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
欠席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
欠席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 柴田 歩美
産業課 川口 哲

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 令和2年度農用地利用（配分）集積計画書（案）について
- 第5 議案第4号 築上町農業振興地整備計画の一部変更について
- 第6 報告事項
- 第7 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年 第8回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第8回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により7番：小野委員と8番：椎葉委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、上り松公民館から東に150mと北東に220m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、広末集会所から北西に70m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は、令和2年第4回定例総会にて許可相当としましたが、申請地が耕作されていたため、転用許可がおりず、また、申請目的である駐車場の計画変更がありましたので、改めてお諮りするものです。概要説明は以前と同じものになりますが、申し上げます。この案件につきましては、セブンイレブン築城店に隣接した農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに■■■■
■■■■在住の■■■■が土地を売買し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

10番（後藤委員） 地目が登記簿と現況で違いますが、何故ですか。

事務局 登記簿は登記簿上の地目で現況は課税上の地目です。現況が畑ですので、農地に相違はなく、違反転用でもございませんので、許可には特に問題ないと思われれます。

議長（蛭崎会長） 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 他にありませんので、お諮かりいたします。
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第2号の2、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、町立築城保育所から東に160m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに■■■■
■■■■在住の■■■■さんが土地を売買し、住宅併用店舗を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「令和2年度農地利用集積（配分）計画書（案）について」を議題とします。事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局からの説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第4号「築上町農業振興地整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局からの説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第6、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件

農業耕作者・管理者名義変更届出 3件

農地法施行規則第29条第1項届出 0件

農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） 事務局からの説明が終わりました。
これについてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。


議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和2年第8回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和2年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

7番委員 (小野 俊明 委員) :

小野 俊明 

署名委員

8番委員 (椎葉 千亜紀 委員) :

椎葉 千亜紀 